



相続が発生した場合の預貯金の取り扱い —最高裁の判例変更を踏まえて vol.2—

これまでの考え方と、今回の最高裁決定の考え方（相続が発生しても預貯金は分割されず、遺産分割の対象となるという考え方）で、具体的にどのような違いが出てくるのでしょうか。今回の最高裁の事案をもとに考えてみます。

(1) 金融機関からの払い戻し

①これまでの考え方によると、預貯金は遺産分割とは関係なく、当然に相続分に応じて分割されますから、相続人は、銀行などの金融機関に行って、自分の相続分に応じた預金の払い戻しを請求することができました。つまり遺産分割をしなくても預金の払い戻しを受けることができました。

これによって、遺産分割の話し合い、あるいは家庭裁判所での調停・審判による遺産分割の成立を待っているだけの経済的余裕がないという相続人も、金融機関から直接、払い戻しを受けることができたわけです。

②ところが今回の最高裁判所の考え方によると、預貯金は分割されないのですから、遺産分割の話し合い、あるいは家庭裁判所での調停・審判の成立がない限り、預金の払い戻しを受けることはできなくなります。金融機関に直接請求しても払い戻しを受けることはできません。

(3) 遺産分割の弾力性

①今回の最高裁の事案を離れますが、例えば被相続人の財産として、被相続人の自宅（価格2,000万円）、アパート（価格2,000万円）、借地権の対象となる底地（価格500万円）、飛び地（価格500万円）、預貯金6,000万円があり、相続人が、長男、長女、次女の3人という場合、預貯金が遺産分割の対象にならないとすると、長男、長女、次女が2,000万円ずつ（6,000万円÷3）を取得し、残った自宅、アパート、底地、飛び地について3人で遺産分割をするということになります。これでは遺産分割がやりにくくなります。

②今回の最高裁決定によると、預貯金を含む全てが遺産分割の対象となり、3,000万円ずつを長女、次女が取得し、残りを長男が取得するというような形で遺産分割をすることも可能になります。

これまで、長男、長女、次女の合意があれば、預貯金6,000万円も含めて遺産分割をすることもできたのですが、感情的な対立があり、合意ができないという場合は、預貯金は遺産分割の対象とすることはできませんでした。今後は、合意の有無にかかわらず、預貯金も遺産分割の対象になることとなります。



(2) 遺産分割の公平性

①これまでの考え方によると、預貯金は当然に分割され遺産分割の対象にならないのですから、最高裁の事案（不動産258万円、預貯金4,000万円、Zは5,500万円の特別受益を受けている）を

前提に考えると、まず、X、Zはそれぞれ2,000万円ずつ取得する（4,000万円÷2）、Xは、（Zが5,500万円の特別受益を受けているから）258万円の不動産を取得するということとなります。

つまり、Xは2,258万円、Zは7,500万円となり、不公平な結果となります。※なお、XがZに対し、遺留分減殺請求権を行使する場合は、さらに1,181万円（（258万円+5,500万円）×1/4-258万円）を請求できる可能性があります。これは遺産分割とは別の手続になります。

②ところが、今回の最高裁決定から言うと、預貯金は当然に分割されることなく、遺産分割の対象になるのですが遺産の額は9,758万円（4,000万円+258万円+5,500万円）となり、X、Zそれぞれ4,879万円（9,758万円÷2）を相続することになります。Zはすでに5,500万円を取得していますから、これ以上取得することはできず、Zが4,258万円（9,758万円-5,500万円）を取得することになります。

このように見ると、今回の最高裁決定の方が相続人間の不均衡が生じないこととなります。



(4) 相続税の納付

相続税は、相続人が相続開始を知ったときから10ヵ月以内に申告、納税をしなければならないとされています。

今回の最高裁決定が出た後は、各相続人が銀行などから預貯金を下ろすことはできなくなりますが、各相続人が相続税全額の支払い義務を連帯して負っていますし、また相続税の支払いを延滞した場合、高額な延滞税を納付しなければならないので、預貯金から支払う、不動産を売って支払うという形で、相続人が合意をして、まず相続税のみは納めてしまうのがふつうです。この点は、今回の最高裁決定が出た後も同様と考えられます。

入居者のニーズがある設備のランキング

家主と地主
2017年7月号より

この設備がなければ入居が決まらない
必要設備！！

この設備があれば周辺相場より
家賃が高くても入居が決まる！！

单身者向け物件		ファミリー向け物件
TVモニター付き インターホン	1位	独立洗面台
独立洗面台	2位	追いだき機能
洗浄機能付き便座	3位	TVモニター付き インターホン
インターネット無料	4位	洗浄機能付き便座
備え付け照明	5位	システムキッチン

单身者向け物件		ファミリー向け物件
インターネット無料	1位	インターネット無料
エントランスの オートロック	2位	追いだき機能
浴室換気乾燥機	3位	エントランスの オートロック
ウォークイン クローゼット	4位	ホーム セキュリティ
ホーム セキュリティ	5位	システムキッチン

しずおかFPサービス column

今、法制審議委員会で遺産分割の対象から住居を除くことが検討されています。

現在の検討案は、居住用の土地・建物を配偶者に贈与した場合に、預金や動産などそれ以外の財産を相続人で分け合うというものです。これまでの制度では、居住用の土地や住居以外の財産が少ない場合に遺産を分け合うために住居を売却する必要があり、残された配偶者が住み慣れた家を失うことがありました。

今後増加する相続に対応するために、新たな制度を設けようという考えなのだと考えられます。

この制度の利用には二つの条件があります。一つ目は婚姻期間が20年以上の夫婦であること、二つ目は配偶者が生前贈与か遺言で住居の贈与を受ける必要があることです。

ただし、気をつけなくてはならないのは今回の改正はあくまで民法の改正だということです。相続税の計算でこういった制度がどのような扱いをうけるか注目ですね。

(参考 日本経済新聞2017年7月18日号)



KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

<input type="checkbox"/> 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
<input type="checkbox"/> 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
<input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
<input type="checkbox"/> 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054	FAX: (0538) 43-7788
<input type="checkbox"/> リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>